

令和元年十一月一日受領  
答弁第四七号

内閣衆質二〇〇第四七号

令和元年十一月一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員松原仁君提出韓国人に対する査証免除措置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員松原仁君提出韓国人に対する査証免除措置に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「我が国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす政治活動を行う目的」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。